

事 務 連 絡
平成 29 年 8 月 9 日

内閣府 男女共同参画局推進課
厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
老健局高齢者支援課 御中

内閣官房番号制度推進室
総務省大臣官房個人番号企画室

DV・虐待等被害者に係るマイナンバー制度における不開示措置の周知について（依頼）

マイナンバー制度においては、平成 29 年 7 月 18 日より、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に規定する情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会又は情報提供（以下「情報連携」という。）及びマイナポータル¹の試行運用を開始しています。

マイナポータルにおいては、

- ・情報連携が行われた記録の表示、
- ・行政機関等の保有する自らの個人番号を含む個人情報の表示
- ・行政機関等からのお知らせの受け取り、表示

の各機能を実装していますが、DV・虐待等の被害者（DV・虐待等のおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」という。）の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせを送る対象から除外する措置（以下「不開示措置」という。）を行うことができます。

それらの基本的な対応等について、別添 1 及び別添 2 のとおり地方公共団体に通知していますので、貴課におかれては、不開示措置が確実に実施されるよう、下記の事項について各地方公共団体の相談窓口に対して周知の上、相談者に 2 の対応を促すよう御配慮方お願いいたします。

記

1. 不開示措置の設定が必要と想定されるケース

- ①DV・虐待等被害者の行う行政手続により情報連携を行うケース
- ②加害者が DV・虐待等被害者の代理人である*又は DV・虐待等被害者がマイナンバーカード（以下単に「カード」という。）を置いたまま避難しているケース
※マイナポータルにおいて代理人として設定されている場合のほか、加害者が法定代理人となる場合も含む。

2. DV・虐待等被害者に取っていただきたい対応

（1）住民票を移しているか否かに関わらず、避難先の各行政機関等において個人番号を提出して最初に手続を行う際、避難に至った状況を説明の上、不開示措置を講じるよう申し出ること。

（注）DV・虐待等被害者の心身の機能や判断能力の著しい低下等により自ら申し出る又は代理人による対応も困難な場合には、申請等の際に個人番号を記載するか否かに関わら

ず、当該被害者の支援を行う者から申し出ること。

(2) カードを置いたまま避難している場合には、カードの停止の連絡のほか、必要な場合にはマイナンバーの変更やカードの再交付の申請を行うこと。

(3) 必要に応じて、マイナポータルの利用者フォルダ（アカウント）の削除を行うこと。また、加害者を代理人設定している場合には、当該設定の解除を行うこと。

(注) アカウントの削除や代理人設定の解除のためには、カードを使用してマイナポータルにログインする必要があるため、カードを置いたまま避難している場合には、(2)の対応を併せて取る必要があることに留意すること。なお、こうした手続等が完了するまでの間は、不開示措置により対応することが可能である。

3. 2 (2) (3) に関する問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178（無料）

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/case/contact/index.html>

事務連絡
平成 29 年 7 月 13 日

各都道府県番号制度主管部局 御中

内閣官房番号制度推進室
総務省大臣官房個人番号企画室

DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 19 条第 7 号に規定する特定個人情報の提供の求め及び提供の試行運用（以下「情報連携」という。）は平成 29 年 7 月 18 日から開始することとなります。

この点について、情報連携の結果生じる情報提供等の記録は、番号利用法第 23 条の規定により、当該情報提供等記録が個人情報保護条例等の規定における不開示情報に該当する場合にはその旨を記録することとされています。特に DV や虐待等の被害者（DV や虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。）の避難先の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報については人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当し得るものであり、マイナポータルの情報提供等記録表示機能においては、原則として職員が関わることなく自動で応答されることに鑑み、遺漏がないよう特段の注意をもって運用がなされる必要があります。また、この点はマイナポータルの自己情報表示機能についても同様です。

以上の観点から、自治体中間サーバーにおいては、不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグを設定する機能を実装（詳細については別添「【参考資料】自治体中間サーバー通信（第 018 号）抜粋」参照）し、情報提供ネットワークシステムにおいては不開示コードが設定された情報提供等記録にはその旨を記録・追記する機能（詳細は「情報提供ネットワークシステム接続運用規程」参照）を実装していますが、その基本的な対応等について別紙のとおりまとめましたのでお知らせします。

貴都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（市区町村教育委員会、関係する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対しまして周知されますようお願いいたします。

なお、別紙は基本的な考え方を示したものであり、個別のケースにおいては各地方公共団体の個人情報保護条例等の規定により判断されるべきものであり、また、これに寄りがたい場合に各地方公共団体の実情に応じて対応することを妨げるものではありません。

また、別紙のうち住民基本台帳事務における DV 等支援措置及びマイナンバーカードの停止に関する記述については総務省自治行政局住民制度課と協議済みである旨申し添えます。

さらに、情報連携及びマイナポータルの試行運用開始後 1 か月後を目安に、内閣官房番号制度推進室より設定事例等について調査を行い、他の地方公共団体の参考となるよう取りまとめることを想定しているため、予め御了知いただくようお願いいたします。

(問い合わせ先)

内閣官房番号制度推進室 横井、新井

[TEL:03-6441-3480.3479](tel:03-6441-3480.3479) (直通)

DV・虐待等被害者に係る「不開示コード」等の設定に関する 基本的な対応等について

1. 設定対象者

《ポイント》

- ア及びイの事実を確認の上、ウの「対象者からの申出」により判断。
- 避難先市町村に住民票を移しているか、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置（以下「住基DV等支援措置」という。）の対象者であるか否かを問わない。

ア DVや虐待等の被害者（DVや虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」という。）であって、

イ 加害者の下から避難先市町村に避難しており、

ウ 不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定を申し出る者

※ 情報連携におけるDV・虐待等被害者に対する支援措置の内容を把握していない者の申出に当たっては、2の想定されるケース等について説明を行うこと。

ただし、ア・イに該当し、不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定を要することが明らかな場合（あらかじめ把握している場合を含む。）には、ウの申出の有無に関わらず設定対象者とする。

なお、避難先市町村に住民票を移しているか、住基DV等支援措置の対象者であるか否かを問わない。

2. 想定されるケースと基本的な対応

《想定されるケース》

【ケース①】避難先市町村から、避難元市町村に居住する加害者に係る情報照会をした場合に、当該避難先市町村からの照会記録があることにより当該DV・虐待等被害者の避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わるケース

【ケース②】DV・虐待等被害者が加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難した場合や、マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合に、加害者がDV・虐待等被害者の自己情報を直接確認して避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わるケース

《基本的な対応のポイント》

- ケース①では、加害者に関する情報照会の都度、不開示コード設定が必要。
- ケース②では、マイナンバーカードの停止等、代理人設定の解除の依頼が基本。これら手続き完了までの間、不開示該当フラグ及び自動応答不可フラグの設定及び被害者に関する情報照会の都度、不開示コード設定が必要。

ケース①：

- ・ DV・虐待等被害者が行う手続により、加害者に関する情報照会を行う都度、不開示コードを設定。

ケース②：

- ・加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難している場合には、DV・虐待等被害者に対し当該カードの停止の連絡のほか、必要な場合にはマイナンバーの変更やマイナンバーカードの再交付を行うよう説明。
- ・マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合には、DV・虐待等被害者から当該代理人設定の解除を行うよう説明。
- ・ただし、これらの手続（以下「カード停止等手続」という。）が完了するまでの間、
—当該 DV・虐待等被害者の団体内統合宛名単位（個人単位）で不開示フラグ及び自動応答不可フラグを設定するとともに、
—DV・虐待等被害者が行う手続により、被害者に関する情報照会を行う都度、不開示コードを設定。
- ・カード停止等手続が完了したことを確認できた際には当該フラグを解除。

※なお、併せて、生活の本拠が避難先にある場合は、住民票を避難先市町村に移していただくことが原則であること、また、避難先に住民票がある場合に、避難先市町村に住基 DV 等支援措置を申し出て対象者となれば、加害者からの住民票の写し等の請求があっても、これを制限する（拒否する）措置が講じられることを説明。

3. 各機関において実施することが望ましいこと

《ポイント》

- 全ての情報連携事務所管課において対応が生じる可能性があるため、上記内容の周知徹底。
- 設定対象者の情報共有の手段、ルート等について検討。
- 機関内において、具体的事例について共有を図ること。

- ・ 全ての情報連携事務所管課において、設定対象者を覚知し得る旨及び上記内容について周知を徹底する。
- ・ 設定対象者に係る情報の共有の手段、ルート等について検討しておくこと。
また、可能な限り、情報照会の都度、設定対象者であることがシステム等により確認できる措置を検討することが望ましい。
- ・ 窓口ごとに判断にばらつきが生じないように、機関内における具体的事例について共有を図ること。
- ・ 情報連携を行った後に設定対象者に該当することが判明した場合で、加害者が情報提供等記録を確認することで設定対象者の避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わる時（ケース①に相当するとき）は、速やかに当該情報提供等記録を不開示とする旨の追記を行うこと。

【参考資料】自治体中間サーバーにおける不開示コード等の機能の詳細
「自治体中間サーバー通信（第 018 号）」（平成 29 年 7 月 7 日付け地方公共団体
情報システム機構個人番号センター中間サーバー部）より抜粋：

4 コラム：自治体中間サーバー・ソフトウェア（自動応答不可設定・不開示設定）

(1) 本コラム（自動応答不可設定・不開示設定）の目的

自治体中間サーバー通信（第 014 号）まで、自治体中間サーバー・ソフトウェアの解説を行いました。今回は自治体中間サーバー・ヘルプデスク等で問合せが多く寄せられた「自動応答不可設定」及び「不開示設定」について解説します。

まず、これらの設定の概要と目的を解説した後、問合せの内容からポイントを絞って、業務を行う上での留意事項の解説を行います。

本解説によって、「自動応答不可設定」及び「不開示設定」について、より理解を深めることにより、情報照会、情報提供及び情報提供等記録に係る業務を円滑に進める一助になれば幸いです。なお、自治体中間サーバー通信（第 017 号）までに 3 回の解説を進めていた自治体中間サーバー・プラットフォームのコラムは今号では掲載せず、次号から再開予定です。

(2) 自動応答不可設定と不開示設定

ア 自動応答不可（自動応答不可フラグ）設定とは

情報提供者の自治体中間サーバーは、情報照会者からの「情報提供の求め」に対して情報照会条件に合致する「特定個人情報（副本）」が登録されている場合は、情報照会者に対して自動的に情報提供を行います。これを「自動応答」といいます。

地方公共団体の業務においては、情報提供の際に、慎重を要する場合があります（例：DV 被害者等に係る情報提供）。また、副本の内容が誤っていることが判明した場合や、自治体中間サーバーにおいて機関別符号と団体内統合宛名番号とのひもづけが誤っていたことが判明した場合など、業務上自動応答の制限が必要なケースがあります。これらのケースにおいて、自治体中間サーバーで情報提供者が「自動応答不可フラグ」を設定することにより、情報照会に対して自動的に情報提供せず、業務担当者に判断を求める仕組みが「自動応答不可設定」です。具体的な設定方法については、『「地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア」操作マニュアル（業務担当者用） - 4.4.3 自動応答制限設定の設定』を参照してください。

また、「自動応答不可設定」が行なわれている住民がマイナポータルで自己情報表示を行っても「回答内容なし」が応答され、特定個人情報の内容は表示されません。詳細は『自治体中間サーバーにおける特定個人情報の取扱いについて - 5.3 情報提供等記録開示システムへの自己情報提供について』を参照してください。

イ 不開示（不開示コードと不開示該当フラグ）設定とは

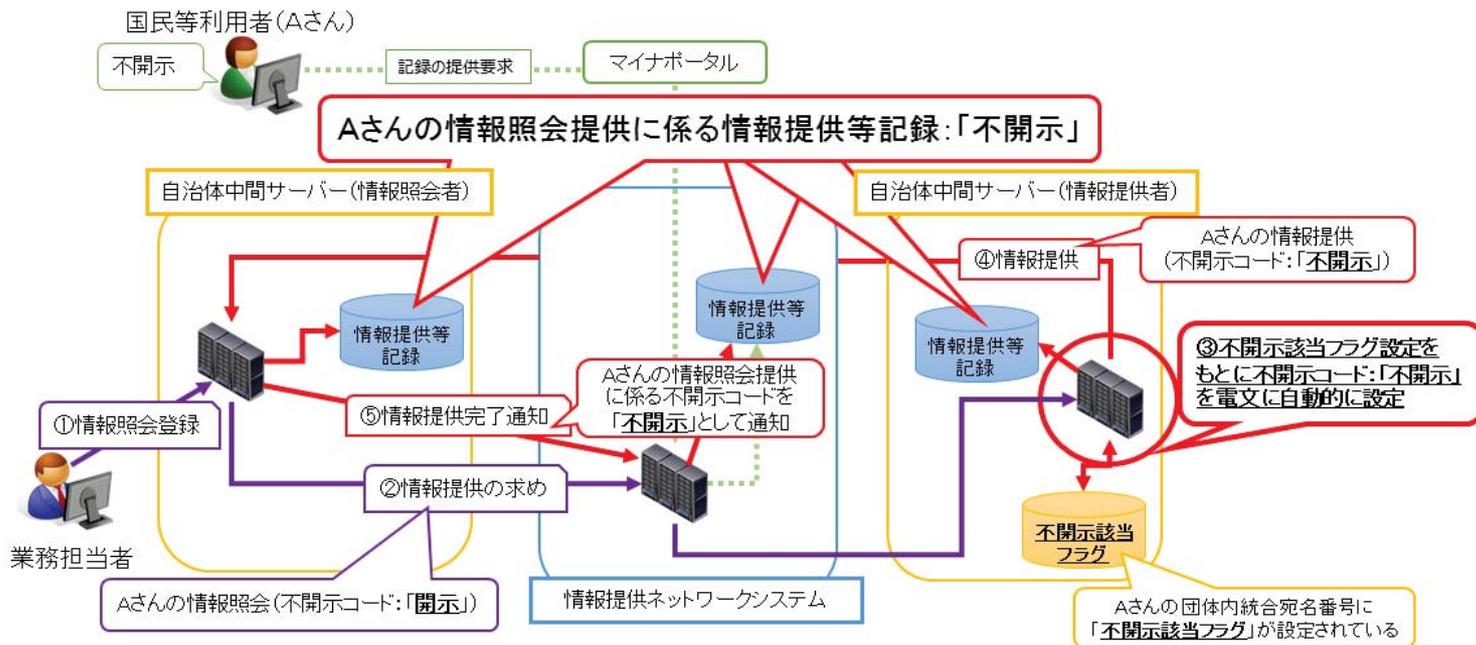


図 1 情報提供者による不開示該当フラグの設定（例）

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第二十三条には情報照会者及び情報提供者並びに総務大臣（情報提供ネットワークシステム）がそれぞれ同条中に定める事項（情報照会者及び情報提供者の名称等）をそれぞれの電子計算機（システム）に記録し、政令で定める期間（7年間）、保存しなければならない旨が定められています。この記録を「情報提供等記録」といいます。地方公共団体が記録した情報提供等記録については、個人情報保護条例等の規定により、住民等の請求に対し開示等を行うものとされています。また、国民等利用者はマイナポータル（情報提供等記録開示システム）から情報提供ネットワークシステムに記録された本人の情報提供等記録について閲覧することができます。

この情報提供等記録を開示すべきでない理由がある場合（番号法第二十三条第二項該当）に、自治体中間サーバー・ソフトウェアは情報照会時又は情報提供時に「不開示」の旨を電文に設定し、情報照会者、情報提供者及び情報提供ネットワークシステムの3者で共有する仕組みを具備しています。情報照会者又は情報提供者のいずれかが「不開示」の設定を行った場合、3者で保有する当該情報提供等記録は全て「不開示」となります。（図1・図2）

なお、「不開示」とする場合、情報照会時にはその都度、情報照会者が「(照会側) 不開示コード」を設定します。(図2)

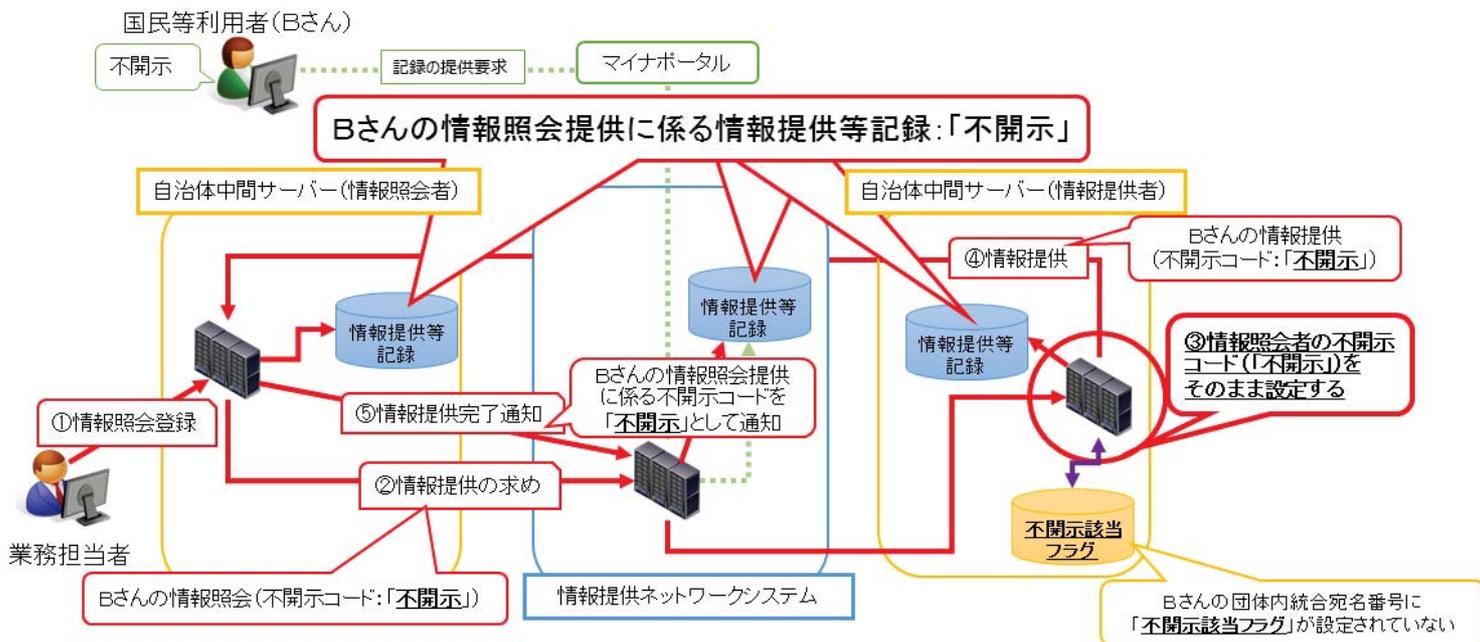


図2 情報照会者による不開示コードの設定(例)

一方、情報提供では、あらかじめ情報提供者が「不開示該当フラグ」を設定しておく必要があります。本設定を行うと「不開示該当フラグ」が設定された特定個人情報が提供される際、「不開示コード」が電文に自動的に設定されます。(図1)

このように「不開示」については、情報照会及び情報提供での設定方法が異なるので特に注意が必要です。具体的な操作方法については、『地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア』操作マニュアル(業務担当者用) - 4.2.1 情報照会の要求』(情報照会者の設定)又は『地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア』操作マニュアル(業務担当者用) - 4.4.4 不開示の設定』(情報提供者の設定)を参照してください。また、既存システムによる連携で設定を行う場合は既存システムのマニュアル等で確認してください。

(3) フラグ設定における留意事項

前述のとおり、「自動応答不可」と「不開示」はシステム上の役割が異なるものなので、目的に応じてそれぞれ必要な設定を行ってください。

また、情報提供に際して「自動応答不可」及び「不開示」を設定するには、あらかじめ「フラグ」の設定を行っておく必要があります。寄せられた問合せを基にそれらのフラグ設定に係る留意事項について、表1に示します。

表1 フラグ設定時の留意事項

	自動応答不可フラグ	不開示該当フラグ
設定変更反映タイミング (XML データ連携：複数件一括)	5分おきに1回反映（システムサービス提供時間内及びデータ送受信機能停止時間内）	1日1回反映（データ送受信機能停止時間内）
設定変更反映タイミング (Web サービス連携及び自治体中間サーバー接続端末：単件逐次)	即時	即時
設定単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報名コード単位 ・ 団体内統合宛名番号単位 	

また、自動応答不可フラグを例にフラグ設定単位について、図3に示します。（不開示該当フラグの場合は「自動応答不可」を「不開示」に読み替えてください。）

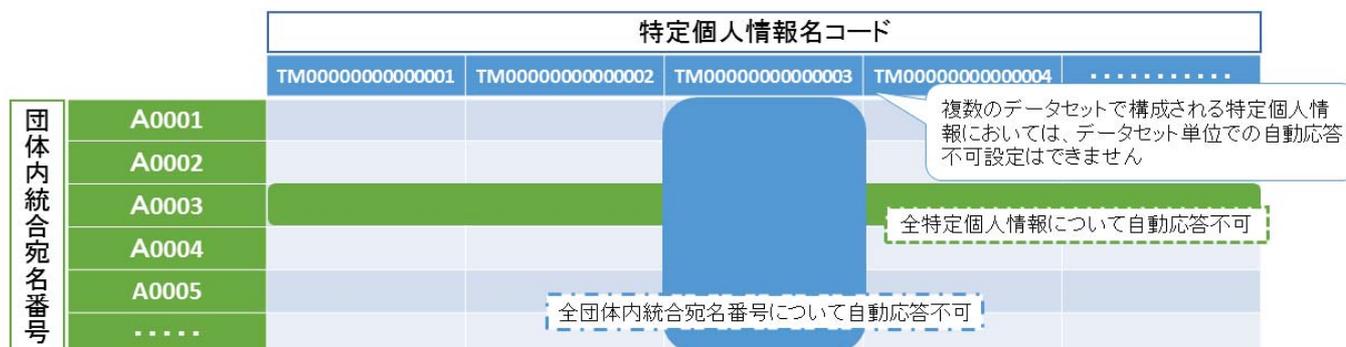


図3 フラグの設定単位と設定範囲

ある個人の団体内統合宛名番号（図ではA0003）に自動応答不可フラグを設定すると当該個人の全特定個人情報が自動応答不可になります。また、ある特定個人情報名コード（図ではTM0000000000000003）に自動応答不可フラグを設定すると、当該特定個人情報の全団体内統合宛名番号が自動応答不可になります。

(4) 自動応答不可時における不開示の設定

自動応答不可時（解説した自動応答不可設定が行われているケース及び副本未登録時）に一時入力等を行う際、不開示の設定方法が異なる場合があるので注意が必要です。不開示設定の差異について、図4に示します。

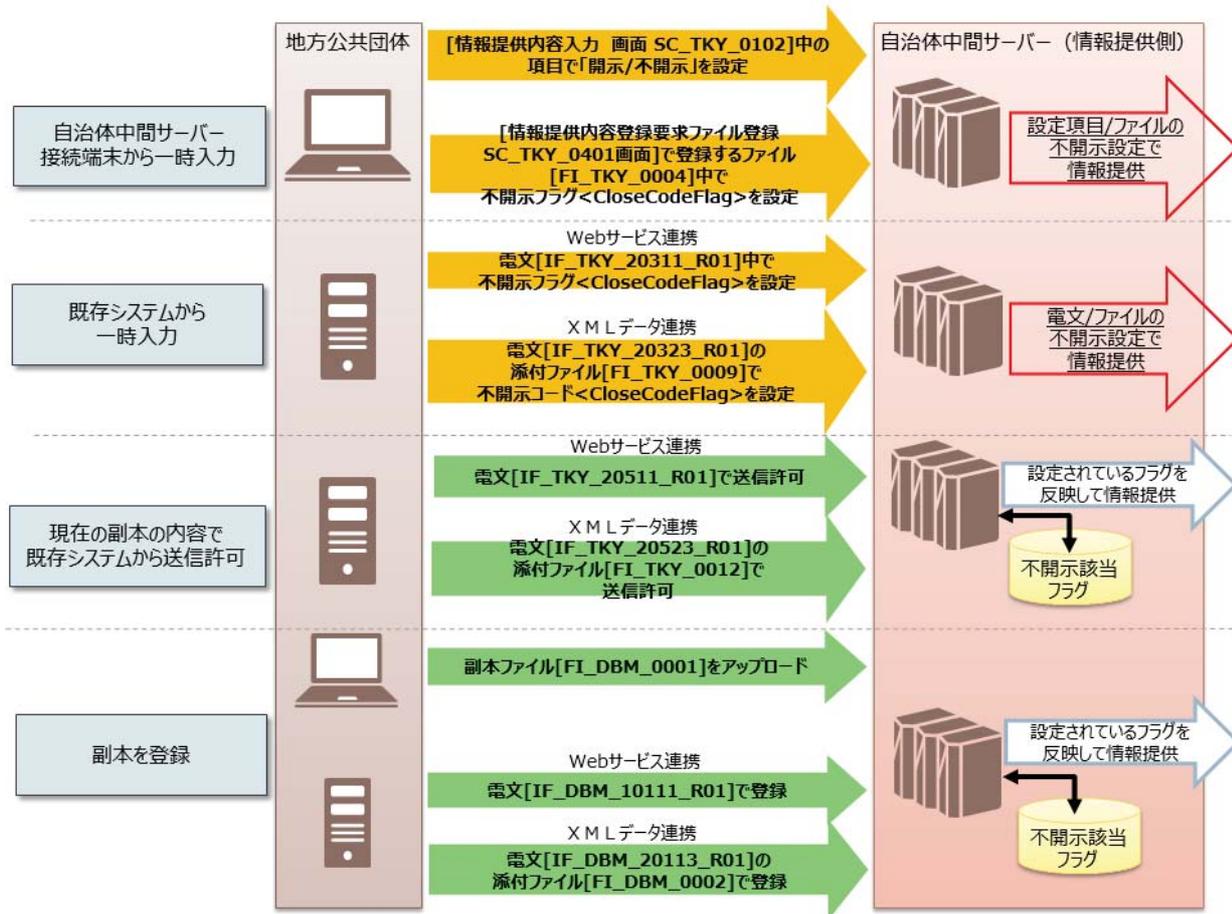


図4 自動応答不可時における不開示設定の差異

自治体中間サーバー接続端末及び既存システムから一時入力を行う際は、電文又はファイルに設定された不開示の設定が優先されるので注意が必要です。つまり、あらかじめ不開示該当フラグで「不開示」と設定されても、電文又はファイルで「開示」と設定すると当該情報提供等記録は「開示」として情報提供されます。

(5) 情報提供等記録の記録事項変更事由・不開示設定

情報照会及び情報提供に「不開示」とすべき情報提供等記録について、誤って「開示」として処理してしまった等のケースでは、情報提供等記録の記録事項変更事由を追記の上、当該記録について「不開示」とするする必要があります。『情報提供ネットワークシステム接続運用規程』では「情報提供等の記録の追記事項」の一つと位置づけられており、情報照会者、情報提供者及び情報提供ネットワークシステムの3者間で情報提供等記録の整合性を保つため、それぞれが記録の追記を行う必要がある旨が定められています。

自治体中間サーバーでは、システム管理者が関連する操作を行います。詳細については『地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア 操作マニュアル（システム管理者用）-4.1.3 情報提供等記録の記録事項変更事由・不開示設定』を参照してください。

事 務 連 絡
平成 29 年 7 月 14 日

各都道府県番号制度主管部局 御中

内閣官房番号制度推進室

DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する事例の送付について

DV や虐待等の被害者（DV や虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。）に係る不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定等について、基本的な考え方等を「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について」（平成 29 年 7 月 13 日付内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡）によりお知らせしたところですが、別紙のとおり不開示コード等の設定を要する事例等について整理しましたのでお知らせします。

今後も、事例に追加があった場合には随時送付することといたします。また、各地方公共団体におかれては、追加すべき事案を把握した場合には、下記連絡先まで御連絡ください。

貴都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（市区町村教育委員会、関係する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して周知されますようお願いいたします。

（連絡先）

内閣官房番号制度推進室 横井、新井

[TEL:03-6441-3480.3479](tel:03-6441-3480.3479)（直通）

[Mail: kiban.renkei@cas.go.jp](mailto:kiban.renkei@cas.go.jp)

DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定を要する事例と基本的な対応

別紙

平成29年7月14日

(注) 個別の事案においては、下記のうち同時に複数の事例に該当し得ることに留意すること。

ケース①: 加害者が自らの情報提供等記録を確認することにより避難先市町村等が判明するケース

◎ 対応の種類: ①-I 【情報照会者としての対応】**加害者に関する情報照会を行う都度、不開示コードを設定**

	事例の概要	基本的な対応
1	DV・虐待等被害者が行う手続きに関して、避難先市町村から避難元市町村の加害者に係る情報照会をする場合	・①-Iの対応を採る

ケース②: 加害者が代理人等として被害者の自己情報又は情報提供等記録を直接確認することにより避難先市町村等が判明するケース

◎ 対応の種類: ②-I 【情報照会者としての対応】**被害者に関する情報照会を行う都度、不開示コードを設定**
 ②-II 【情報提供者としての対応】**被害者の団体内統合宛名単位(個人単位)で不開示該当フラグ及び自動応答不可フラグを設定**

	事例の概要	基本的な対応
1	DV・虐待等被害者がマイナンバーカードを置いたまま避難した場合/マイナンバーカードにおいて代理人設定をしている場合	・カード停止の連絡、必要な場合にはマイナンバーの変更・カードの再交付/マイナンバーの代理人設定解除の手続を行うよう説明 ・手続が完了するまでの間、 ②-I、②-IIの対応 を採る。 ・手続が完了したことを確認できた際には、②-IIのフラグを解除。
2	※今回追加 被害者が未成年や成年被後身人で、加害者が法定代理人として書面により情報提供等記録の開示請求を行う場合	・ ②-I、②-IIの対応 を採る

事務連絡
平成 29 年 8 月 9 日

各都道府県社会保障・税番号制度主管部局 御中

内閣官房番号制度推進室
内閣府大臣官房番号制度担当室

マイナポータル「お知らせ機能」の利用における留意事項について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の円滑な運用につきましては、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

マイナポータルの試行運用につきましては、平成 29 年 7 月 18 日から開始していますが、マイナポータルの機能のうち、情報提供等記録表示及び自己情報の表示につきましては、平成 29 年 7 月 13 日付け内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について」（以下「H29.7.13 事務連絡」という。）及び同月 14 日付け同事務連絡「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する事例の送付について」（別添）を通知しているところですが、DV・虐待等被害者（DV や虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」という。）に関して、マイナポータルのお知らせ機能の利用における留意事項として、下記のとおり通知いたします。

各都道府県におかれましては、この旨域内市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

なお、下記は基本的な考え方を示したものであり、個別のケースにおいては各地方公共団体において適切に判断されるべきものであり、また、下記に拠りがたい場合に個々の実情に応じて対応することを妨げるものではありません。

記

1 想定されるケース

H29.7.13 事務連絡別紙中 2. 「《想定されるケース》」の「【ケース②】」として記載している、「DV・虐待等被害者が加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難した場合や、マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合に、加害者が DV・虐待等被害者の自己情報を直接確認して避難先の都道府県又は市区町村に係る情報が伝わるケース」。

2 留意すべき対象者

H29.7.13 事務連絡別紙中 1. 「設定対象者」に該当する者（現に不開示コード等の設定が行われているか否かにかかわらず、当該「設定対象者」の考え方に該当する者をいう）。

特に、不特定多数にお知らせを送信する際に、お知らせで送信することについて事前に本人に確認を取ることができない場合、お知らせを送付する個人番号利用事務所管課において、この「留意すべき対象者」を把握することが重要となる（詳細は「3 基本的な対応等」を参照）。

3 基本的な対応等

H29.7.13 事務連絡別紙 2. 【ケース②】における基本的な対応と同様に、以下の対応を行うこと。

DV・虐待等被害者の相談窓口／申請等受付窓口（マイナンバー利用事務窓口を含む）

- (1) 加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難している場合には、DV・虐待等被害者に対し、まずはマイナポータルの利用者フォルダー（アカウント）の削除を行うこと、そのためのマイナンバーカード停止の連絡やマイナンバーカードの再交付の実施のほか、必要に応じてマイナンバーの変更を実施するよう説明する。
- (2) マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合には、DV・虐待等被害者に当該代理人設定の解除を行うよう説明する。
- ※ 利用者フォルダー（アカウント）を削除すれば、代理権も消滅する。また、その後、再度利用者フォルダー（アカウント）を作成した場合、利用者フォルダーには削除前の情報は引き継がれず、代理人設定もなされていない状態となる。
- ※ (1)、(2)双方に該当する場合（加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたままであり、かつ加害者を代理人設定している場合）には、DV・虐待等被害者のカード停止をするだけでは、加害者は自分のマイナンバーカードで当該DV・虐待等被害者のマイナポータルの利用者フォルダー（アカウント）にログインすることができるため、カード停止後カード再交付を受けた上、利用者フォルダー（アカウント）削除又は代理人設定解除が必要であることに留意。

お知らせを送信するマイナンバー利用事務担当部署

- (3) これら(1)及び(2)の手続（以下「利用停止手続」という。）が完了するまでの間は、お知らせを送付する個人番号利用事務で宛先ファイルの作成を行うに当たり、
① お知らせを送信することについて本人が同意をしているか意向を確認するか、
② お知らせ送信対象者に「2 留意すべき対象者」に該当する者が含まれていないか確認する。

《宛先ファイルの確認方法例》

ア お知らせ送信対象者の選定に当たり、宛先ファイルから、既存システムにおいて把握している「2 留意すべき対象者」に該当する者を対象外とする。

イ 既存システムにおいて「2 留意すべき対象者」が確認できない場合において、紙台帳で管理している場合は不開示に該当する者、若しくは、中間サーバーにて確認する場合は不開示フラグを設定している者を個別に確認し、宛先ファイルから当該者を除外する（宛先ファイルは、団体内統合宛名番号が一覧で並んでいるため、当該者の団体内統合宛名番号を個別に削除する）。

※ 特に、不特定多数にお知らせを送信する場合で、事前に本人にお知らせを送信することについて確認を取ることができない場合は、H29.7.13 事務連絡別紙「3. 各機関において実施することが望ましいこと」による機関内での情報共有を活用して該当者を把握し、宛先ファイルから除外すること。

- (4) 利用停止手続が完了したことを確認した際には、上記(3)の宛先ファイルからの除外を解除する。
- ※ (1)又は(1)及び(2)の場合については、カード停止後カード再交付を受け、利用者フォルダー（アカウント）を削除した場合は、代理人設定は解除されるので、再度利用者フォルダー（アカウント）を開設してお知らせを送付することが可能となる。
- ※ (2)の場合については、代理人設定を解除することで加害者がDV・虐待等被害者のマイナポータルの情報を見ることはできなくなるので、お知らせを送付することが可能となる。

(問い合わせ先)

内閣官房番号制度推進室 横井、新井

TEL:03-6441-3480.3479 (直通)

マイナンバーとマイナンバーカード

参考 1

○マイナンバー(個人番号)

- 日本国内の全住民に指定・通知されている12桁の番号です。
- 番号法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務の手續に限って利用されます。
 - 取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがあります。
 - 番号法に定める場合を除き、収集・保管は禁止されています。
- 通知カードはマイナンバーをお知らせするものです。
通知カードだけでは本人確認書類としては使用できません。

通知カード



○マイナンバーカード(個人番号カード)

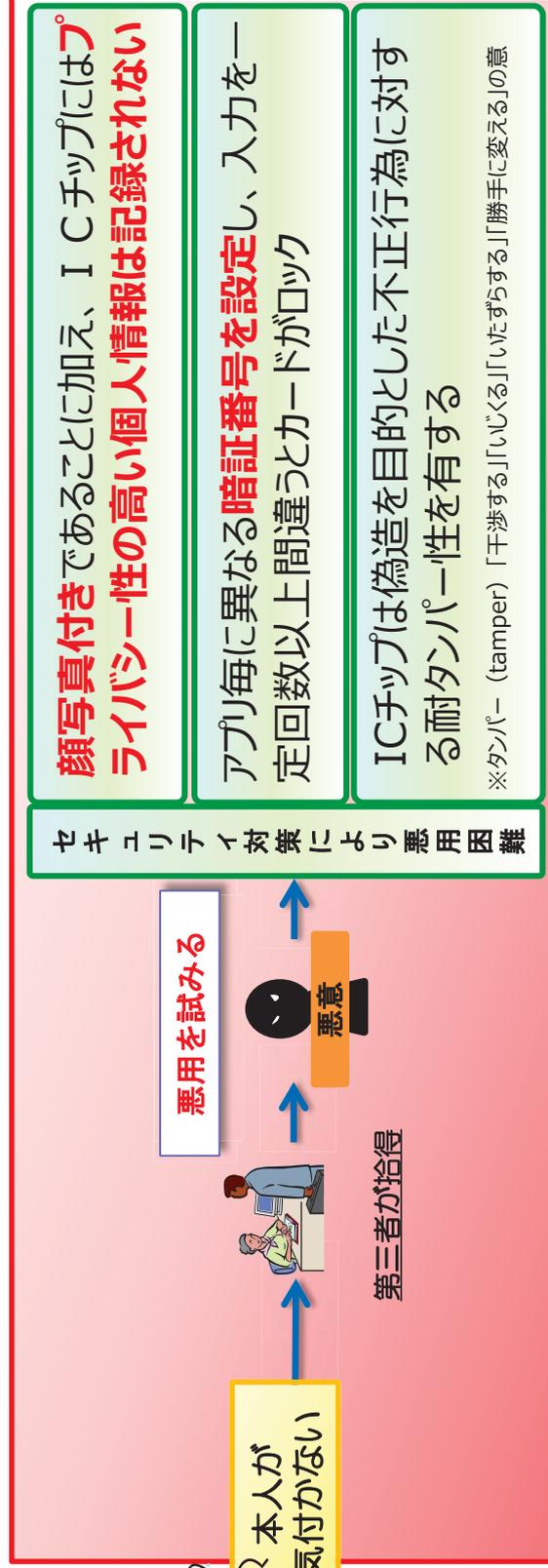
- マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りのプラスチック製カードです。
- マイナンバーの確認と本人確認をこれ1枚で行うことができます。
- ICチップ内に電子的に個人を認証する機能(電子証明書)を搭載しています。
 - 電子証明書の利用にはマイナンバーは使用しないため、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
 - ICチップの空き領域も、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
- 「マイナポータル」へのログインにはマイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカード



- ◆ マイナンバーカードの表面は写真入りの身分証明書として、官民間問わず広く利用可能です。
- ◆ マイナンバーカードの電子証明書(公的個人認証)の利用には、マイナンバーは使用しません。

◆マイナンバーカードをなくしても安全ですか？



マイナポータルとは

- マイナポータルとは、国民等が利用者となり、国、地方公共団体、医療保険者などの行政機関などでの**自分の情報の利用状況や情報自体の確認**、**行政機関などからのお知らせの確認**ができるほか、**民間事業者による送達サービス**や**社会保険料・税金などの公金決済サービス**等とのシステム上の連携の検討も進められている、官民のオンラインサービスをシームレスに結び、拡張可能性の高いインターネット上の**WEBサービス**です。
- マイナポータルについて、平成29年1月16日よりアカウント設定や国税庁のe-Taxとの認証連携等を開始いたしました。
- 現時点で、マイナポータルで提供される具体的なサービスは以下を予定しております。

- ・ログイン画面はこちら ⇒ <https://myna.go.jp>
- ・概要はこちら ⇒ <http://www.cas.go.jp/seisaku/bangoseido/myna-portal.html>

- ＜利用のために必要なもの＞
- ・パソコン
- ・マイナンバーカード
- ・ICカードリーダー/データ



A

情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

あなたの個人情報や、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

B

自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報や検索して確認することができます。

C

お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

D

民間送達サービスとの連携

行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができます。

E

サービス検索・電子申請機能 (びつたりサービス)

子育てに関するサービスの検索やオンライン申請（子育てワンストップサービス）が可能です。

F

公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済が可能です。

G

もっとながる（外部サイト連携）

外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になります。

マイナポータルの利用者フォルダ（アカウント）設定

利用者がマイナポータルを利用するためには、以下の準備が必要になります。

1

マイナンバーカード

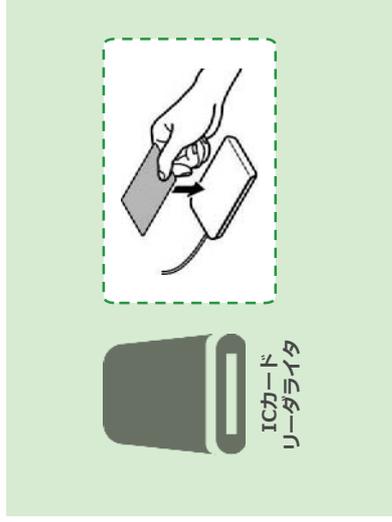
- マイナンバーカードは、マイナポータルにログインする際の本人認証を行うために必要となります。



2

ICカードリーダーライター

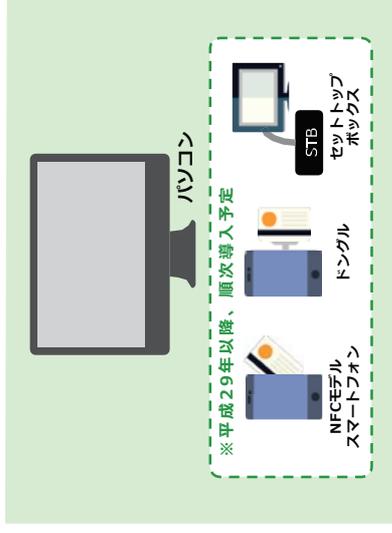
- ICカードリーダーライターは、マイナンバーカードを読み取り、認証をするために必要となります。ICカードリーダーライターはパソコンに接続します。



3

パソコン

- パソコンは、マイナンバーカードを認証し、マイナポータルの閲覧や情報表示のために必要となります。



① 公的個人認証サービスによる本人認証

- 利用者が行う本人認証は、マイナンバーカードを用いた公的個人認証サービスを利用するため、より高い保証レベルでの本人認証が担保されています。

② 利用者フォルダ（アカウント）開設

- 新規アカウント開設時に利用者フォルダを開設する必要があります（1人につき1アカウントのみ）。利用者フォルダに必要情報を登録することで、マイナポータルが利用可能となります。また、登録済みの情報はアカウント情報変更メニューから変更することも可能です。

③ マイナポータルの利用開始

- 利用者フォルダ開設後は、ログイン後にトップメニューが表示されるようになり、各種サービスを利用できるようになります。

※正式名称は「個人番号カード」であり、利用者証明用電子証明書を搭載したものです。マイナンバーカード申請時に搭載を不要とされた場合には、お住まいの役所等で搭載のお手続きをお願いします。

代理人設定・解除について

① 代理人の登録

- 代理人を登録する際には、利用者と代理人が同席の上で、利用者がマイナポータルへログインした後に、代理人のマイナンバーカードを認証し、利用者と代理人を紐付けます。その上で、代理人に利用を許可するサービスの範囲や期間、メモ情報を設定し、その内容を合意して登録完了となります。
- 一人の利用者に対して複数人の代理人を設定することが可能です。

② 代理人に対する代理権限の設定

- 利用者本人はマイナポータルへログインし、代理権限の範囲等の設定内容を変更することができます。
- 代理人は、①自分自身としての利用を行うか②代理人として利用するかを選ぶことができます。また、複数の被代理人（利用者）の代理設定をしている場合、代理人は複数の被代理人（利用者）から代理人として利用したい者を選ぶことができます。

③ 委任する特定個人情報設定

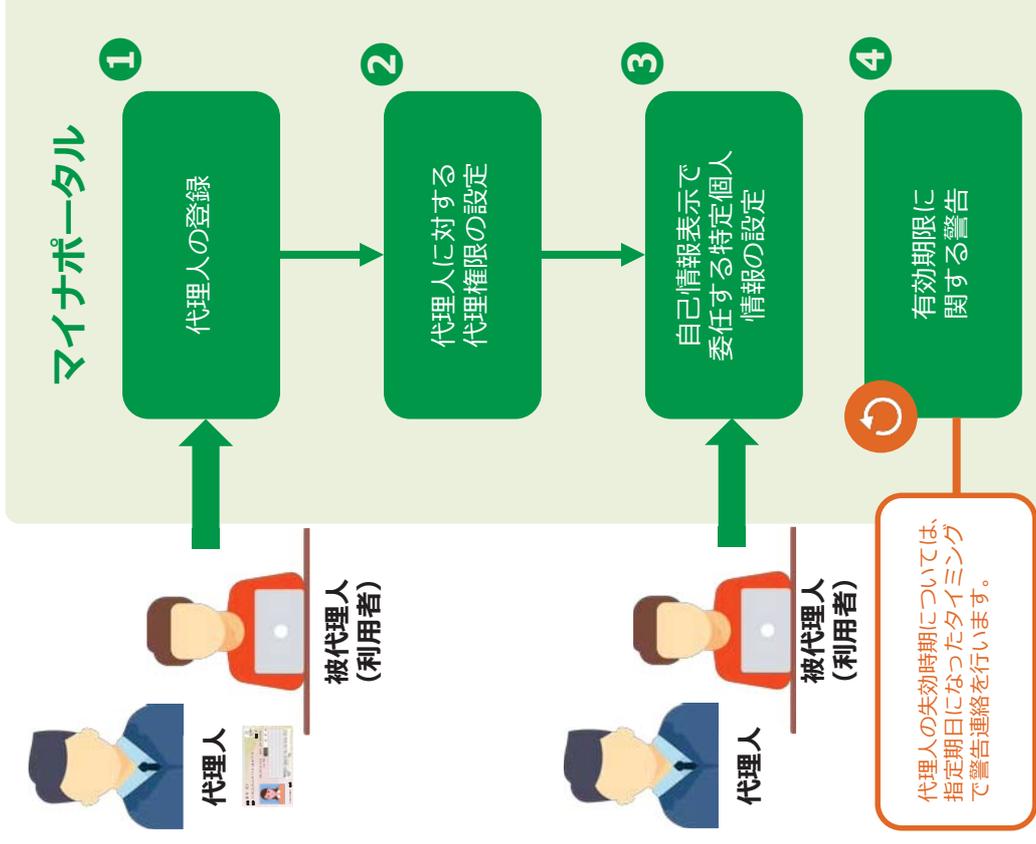
- 自己情報表示において、代理人に委任する特定個人情報については、チェックボックス形式で選択を行い、設定委任作業を行います。
- 権限を委任中に追加・変更・削除を行う場合は、チェックボックスを用いて設定変更を行うことができます。

④ 代理人の有効期間・解除

- 代理人は登録日から最大2年間有効となります。
- 代理人の失効時期については、マイナポータルで有効期間をチェックしており、指定された期日になったところで警告連絡をマイナポータル画面上で行います。
- 代理人の登録の解除はいつでも行うことができ、利用者本人と代理人のどちらからも解除することができます。結果は即時に反映されます。

※代理人による被代理人（利用者）の利用者フォルダーへのアクセス

- 利用者フォルダーの情報について、被代理人（利用者）が表示を求めて受領した情報提供等記録や自己情報は被代理人（利用者）のみ閲覧できますが、代理人が表示を求めて受領した被代理人（利用者）の情報は代理人及び被代理人（利用者）の双方が閲覧できるものとなります（代理人は、この表示の求めでは、代理人のマイナンバーカードで行うことができます）。
- また、お知らせは被代理人（利用者）宛てに送信されてくる情報であるため、利用者及びお知らせ閲覧の権限を付与された代理人の双方が閲覧できます。なお、お知らせのアンケート等で利用者本人のみ回答可能なものは、代理人も閲覧はできません。



お知らせ表示を利用する（受信からアンケートへの回答まで）

① お知らせの受信1/2

- 利用者は、情報保有機関（地方公共団体等）より配信されるお知らせ（通知やアンケート）を利用者フォルダーにて受信することができます（お知らせの添付ファイルは上限1MBですが、極力添付ファイルは付けずに、ホームページのリンク先を貼り付ける等でご対応ください）。

② お知らせの受信2/2

- 利用者フォルダーに利用者の電子メールアドレスが設定されており、お知らせ受信時の通知設定がされている場合は、お知らせ受信の際にその旨のメールが当該アドレスに対して送信されます。

③ お知らせへ（アンケート等）の回答

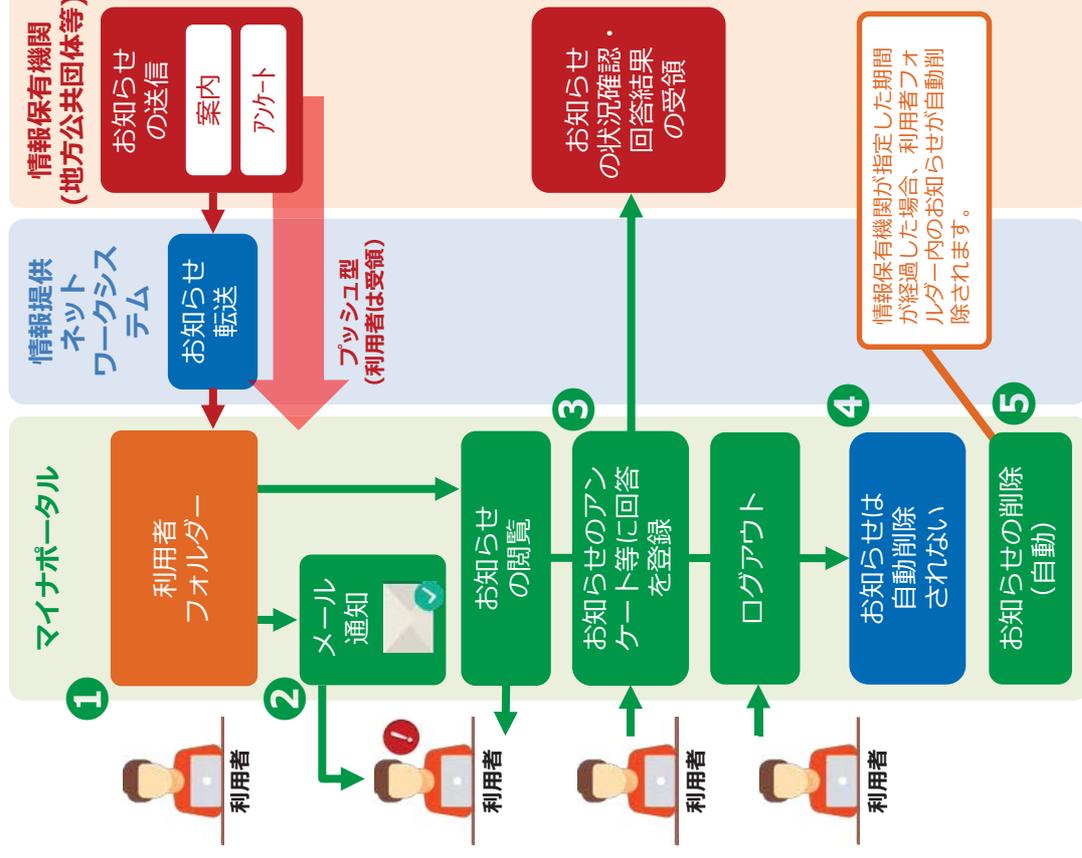
- お知らせでは、送信元である情報保有機関（地方公共団体等）から回答をお願いされるものがあります（アンケート等）。回答の依頼があるお知らせに対しては、マイナポータルで回答することができます。
- 情報保有機関（地方公共団体等）はお知らせの開封状況を確認する処理を利用し、回答結果を回収し、回答内容を確認します。

④ お知らせの削除1/2

- 既読のお知らせは、情報保有機関（地方公共団体等）からの通知であることから、ログアウト時に利用者フォルダーより自動削除はされませんが、利用者の画面操作による手動削除は可能です。

⑤ お知らせの削除2/2

- ④の手動削除の他には、情報保有機関（地方公共団体等）がお知らせ送信時に指定した保存期間が経過した場合も、お知らせは利用者フォルダーより自動削除されます。



あなたの情報について

- ① …画面項目説明
- ① …ボタン説明

あなたの情報では、あなたの情報について行政機関等に確認し、回答結果を確認します。あなたの情報についての回答は、内容を確認すると、マイナポータルからログアウトする際に自動で削除されます。必要に応じて利用中のパソコンに保存してください。

1. どのような情報を確認するか (分野または特定個人情報等のどちらかを選択してください。)
2. 分野
3. 特定個人情報等
4. 確認対象日
5. 行政機関等が判っている場合は、その名を入力してください。
6. 確認

① あなたの情報とは

あなたの情報に関する詳しい説明を表示します。

あなたの情報を確認する

分野又は特定個人情報等のどちらかを必ず指定してください。

② 分野

確認するあなたの情報の分野と分野詳細を選択します。ド롭ダウン矢印ボタンを押し、一覧から選択します。
分野のみの指定も可能です。

選択可能な分野と分野詳細の一覧	
分野	分野詳細
社会保障(健康・医療)	医療保険 予防接種 健康・医療その他
社会保障(子ども・子育て)	子ども・子育て支援 母子家庭等関係 母子保健 教育・就学支援 子ども・子育てその他
社会保障(福祉・介護)	障害保健福祉 生活保護・福祉一般 中国残留邦人等支援 介護・高齢者福祉
社会保障(雇用・労働)	雇用 労災補償
社会保障(年金)	年金・日本年金機構関係
税	地方税
世帯情報	世帯情報

あなたの情報 つづき

- ① …画面項目説明
- ① …ボタン説明

③ 特定個人情報等

確認するあなたの特定個人情報名を入力します。入力した文字から予測して、特定個人情報名の候補が10件以内になると、その文字を含む特定個人情報名の候補が表示されます。表示された候補の中から、該当する特定個人情報等を選択します。

- ・分野又は特定個人情報等のどちらかを必ず指定してください。
- ・指定できる特定個人情報名は1つです。複数の特定個人情報は指定できません。

④ 確認対象日 必須

いつの時点のあなたの情報を確認するか、本日以前の日付を入力します。カレンダーから日付を選択、又は西暦年月日を8桁の半角数字で入力します。未来の日付は指定できません。

⑥ 確認ボタン

あなたの情報を確認します。確認メッセージが表示されます。

あなたの情報を確認する場合

4章 あなたの情報(自己情報表示) 01 あなたの情報を確認するを参照してください。

あなたの情報の確認結果を表示する場合

4章 あなたの情報(自己情報表示) 02 あなたの情報の確認結果を表示するを参照してください。

あなたの情報の確認結果を削除する場合

4章 あなたの情報(自己情報表示) 03 あなたの情報の確認結果を削除するを参照してください。

あなたの情報 つづき

- ① …画面項目説明
- ① …ボタン説明

確認結果を表示する

あなたの情報(自己情報)の確認結果の一覧です。一覧を最新の状態に更新する場合は、「再読み込み」ボタンをクリックしてください。

⑧ 状況を確認することで、結果を確認できます。

⑨ ⑩ ⑪ ⑫

確認日	指定要求条件	確認者	状況	選択
2017年10月3日	分野：社会保険(子ども・子育て) 分野詳細：子ども・子育て交還 確認対象日：2017年10月3日	マイナ 父	受付済	⑫
2017年10月3日	分野：税 分野詳細：地方税 確認対象日：2017年8月1日	マイナ 父	回答なし	<input type="checkbox"/>
2017年10月3日	分野：防災 分野詳細：災害対策 確認対象日：2017年10月3日	マイナ 父	回答なし	<input type="checkbox"/>
2017年10月3日	分野：税 分野詳細：地方税 確認対象日：2017年10月3日	マイナ 父	閲覧可能	<input type="checkbox"/>
2017年10月3日	特定個人情報等：身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法に関する法律の障害者に関する情報 確認対象日：2017年10月3日	マイナ 父	閲覧可能	<input type="checkbox"/>

⑬ 削除

⑭ メインメニューへ

注意事項) あなたの情報(自己情報)は、委託先機関(行政機関等の業務を委託した機関等)にも保持されている場合があります。

前からの続きです

あなたの情報 つづき

- ① …画面項目説明
- ① …ボタン説明

状況	説明
回答なし	本人の申し出や行政機関等が情報提供対象外としていたり、行政機関等に指定した条件に該当するあなたの情報が無い等の理由により、回答が得られませんでした。
空き容量不足	利用者フォルダの空き容量が不足しているため、回答が受け取れませんでした。不要なお知らせ等を削除して、空き容量を確保した上で、やり直してください。
要再実行	システム混雑等のため、あなたの情報の確認が受け付けられませんでした。あなたの情報の確認をやり直してください。

⑫ 選択

あなたが自身でマイナンバーから確認結果を削除する場合、削除する確認結果を選択します。複数選択できます。

状況が受付済の確認結果は選択できません。

⑬ 削除ボタン

⑫で選択した確認結果をマイナンバーから削除します。確認メッセージが表示されます。

- 削除した情報は元に戻すことができません。
- 誤って削除した場合は、あなたの情報の確認をやり直してください。
- 代理人業務中の画面からは削除できません。

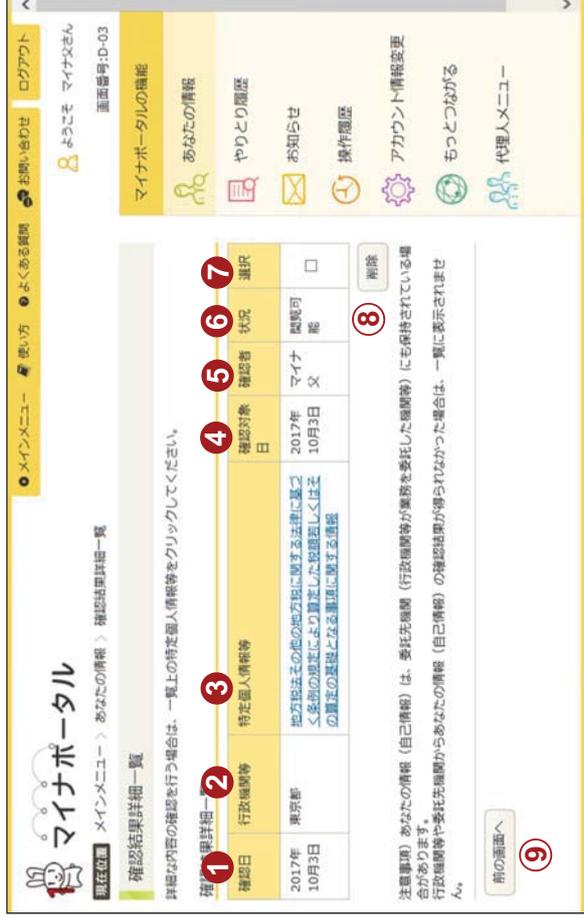
⑭ メインメニューへボタン

メインメニューが表示されます。

確認結果詳細一覧について

- ① …画面項目説明
- ① …ボタン説明

確認結果詳細一覧では、あなたの情報の回答結果が特定個人情報ごとに一覧表示されます。



確認結果詳細一覧

① 確認日

あなたの情報を確認した日付が表示されます。

④ 確認対象日

いつの時点のあなたの情報なのか、日付が表示されます。

② 行政機関等

あなたの情報を保有する行政機関等の名称が表示されます。当該行政機関等が、マイナンバーを取り扱う業務の全部又は一部を委託している場合は、委託元機関の名称及び委託先機関の名称が表示されます。

⑤ 確認者

あなたの情報を確認した人が表示されます。あなたが自身が確認した場合は、あなたのニックネームが表示されます。代理人があなたに代わって確認した場合は代理関係名が表示されます。

③ 特定個人情報等

あなたの情報を含む特定個人情報等名が表示されます。選択すると、回答結果が表示されます。

確認結果詳細一覧 つづき

- ① …画面項目説明
- ① …ボタン説明

⑥ 状況

確認結果の状況が表示されます。表示される状況名は以下のとおりです。

状況の一覧	
状況	説明
受付済	あなたの情報の確認が受け付けられ、処理中です。
閲覧可能	行政機関等から回答されたあなたの情報を、閲覧できます。
閲覧済	行政機関等から回答されたあなたの情報を、すでに閲覧しています。

代理人に委任している場合は、次の状況が表示されます。

代理人に委任している場合に表示される状況	
状況	説明
本人閲覧済 / 代理人未閲覧	あなたの情報の確認結果を、あなたは閲覧しましたが、代理人は閲覧していません。
本人未閲覧 / 代理人閲覧済	あなたの情報の確認結果を、あなたは閲覧していませんが、代理人は閲覧しました。

⑦ 選択

あなた自身で行政機関等からのあなたの情報についての確認結果を削除する場合、削除するあなたの情報を選択します。複数選択できます。

⑧ 削除ボタン

- ⑦で選択した確認結果をマイナポータルから削除します。確認メッセージが表示されます。
- ・削除した情報は元に戻すことができません。誤って削除した場合は、あなたの情報の確認をやり直してください。
- ・代理人業務中の画面からは削除できません。

⑨ 前の画面へボタン

確認結果詳細一覧の確認を終了し、ひとつ前の画面へ戻ります。



あなたの情報の確認結果を表示する場合

4章 あなたの情報(自己情報表示) 02 あなたの情報の確認結果を表示するを参照してください。



あなたの情報の確認結果を削除する場合

4章 あなたの情報(自己情報表示) 03 あなたの情報の確認結果を削除するを参照してください。

提供要求(確認)について

- ① …画面項目説明
- ① …ボタン説明

提供要求(確認)では、入力した提供要求の期間を確認します。

① 期間

入力した提供要求期間が表示されます。

③ 修正ボタン

提供要求期間を修正します。
提供要求(入力)に戻ります。

② キャンセルボタン

提供要求を中止します。
やりとり履歴に戻ります。

④ 完了ボタン

提供要求を実行します。
提供要求(完了)が表示されます。

やりとり履歴の提供を要求する場合

5章 やりとり履歴 01 やりとり履歴の提供を要求するを参照してください。

提供要求(完了)について

- ① …画面項目説明
- ① …ボタン説明

提供要求(完了)では、提供要求を完了します。

① 受付完了のメッセージ

提供要求を受け付けたメッセージ及び受付日時が表示されます。

② 状況確認ボタン

提供要求状況を確認します。
提供要求状況の確認が表示されます。

やりとり履歴の提供を要求する場合

5章 やりとり履歴 01 やりとり履歴の提供を要求するを参照してください。

提供要求状況の確認について

提供要求状況の確認では、やりとり履歴について提供要求した状況を
一覧で確認します。

1 要求日時	2 要求期間	3 要求者	4 状況	5 選択	6 提供状況	7 削除
2017年10月1日 16:30	2017年10月1日から 2017年10月31日まで	マイナポータル	閲覧済	<input type="checkbox"/>	一部提供、一部 提供不可	<input type="checkbox"/>
2017年09月22日 19:45	2017年09月11日から 2017年09月22日まで	マイナポータル	閲覧可能	<input type="checkbox"/>	すべて提供	<input type="checkbox"/>
2017年09月1日 18:20	2017年09月21日から 2017年09月31日まで	マイナポータル	閲覧可能	<input type="checkbox"/>	一部提供、一部 提供不可	<input type="checkbox"/>
2017年08月18日 20:00	2017年08月11日から 2017年08月18日まで	マイナポータル	閲覧済 (削除)	<input type="checkbox"/>	すべて提供	<input type="checkbox"/>
2017年08月17日 20:05	2017年08月17日 20:05	マイナポータル	閲覧不可	<input type="checkbox"/>	すべて提供不可	<input type="checkbox"/>
2017年08月16日 19:55	2017年07月18日から 2017年07月31日まで	マイナポータル	閲覧対象外	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
2017年08月16日 19:55	2017年07月18日から 2017年07月16日まで	マイナポータル	閲覧可能	<input type="checkbox"/>	一部提供、一部 提供不可	<input type="checkbox"/>
2017年07月20日 20:00	2017年07月18日から 2017年07月20日まで	マイナポータル	要求件数超過	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

1 要求日時

提供要求した日時が表示されます。

2 期間

提供要求時に指定した要求期間が表示されます。
要求期間を選択すると、やりとり履歴の提供につ
いてが表示されます。

やりとり履歴を確認する場合

5章 やりとり履歴 02 やりとり履歴を確認するを参照してください。

やりとり履歴の要求結果を削除する場合

5章 やりとり履歴 03 やりとり履歴の要求結果を削除するを参照してください。

提供要求状況の確認 つづき

4 状況

要求状況が表示されます。

以下で説明します

5 提供状況

提供状況が表示されます。

以下で説明します

6 選択

あなた自身でマイナポータルから提供結果を削除
する場合、削除する提供結果を選択します。
複数選択できます。

7 再読み込み

提供要求状況一覧を最新の状態に更新します。

8 削除ボタン

6で選択した要求結果をマイナポータルから削除
します。
・削除した情報は元に戻すことができません。
誤って削除した場合は再度、提供要求してくだ
さい。
・代理人サービス中の画面からは削除できません。

9 前の画面へボタン

提供要求状況の確認を終了し、ひとつ前の画面へ
戻ります。提供要求 (完了) 画面から提供要求状
況の確認画面へ遷移した場合、前の画面へボタ
ンは表示されません。

状況及び提供状況に表示される内容は次のとおりです。

状況と提供状況の一覧		
状況	提供状況	説明
受付済	-	やりとり履歴の提供要求が受け付けられ、処理中です。
閲覧可能	すべて提供	すべての情報が提供され、閲覧できます。
	一部提供、一部提供不可	一部の情報が提供されますが、一部の情報は提供されませんでした。
閲覧済	-	該当期間のやりとり履歴の要求結果は閲覧済みです。
閲覧済(削除)	-	該当期間の要求結果は閲覧済みであり、目次から削除されています。
要求件数超過	-	要求結果件数が上限(100件)を超えたため、マイナポータルで要求結果を受け取れません。 要求期間を変更して再度、提供要求してください。



1 …画面項目説明
1 …ボタン説明



1 …画面項目説明
1 …ボタン説明

提供要求状況の確認 つづき

- ① …画面項目説明
- ① …ボタン説明

状況と提供状況の一覧 つづき		説明
状況	提供状況	説明
閲覧対象なし	-	指定された要求期間には、閲覧できる情報がありません。
空き容量不足	-	やりとり履歴を取得するための利用者フォルダーの空き容量が不足しています。不要なお知らせ等を削除して、空き容量を確保してから再度、提供要求してください。
要求失敗	-	ネットワーク障害等が発生したため、提供要求が受け付けられませんでした。再度、提供要求してください。
閲覧不可	すべて提供不可	指定された要求期間にある情報は、閲覧できません。
要再実行	-	提供要求の受付が集中したため、提供要求が受け付けられませんでした。再度、提供要求してください。

提供要求に関する通知事項について

- ① …画面項目説明
- ① …ボタン説明

やりとり履歴の提供については、提供要求について提供又は提供不可等の通知内容が表示されます。通知書の内容は要求結果によって異なります。

通知書の例



① 通知内容

提供要求結果について、通知内容が表示されます。

② キャンセルボタン

要求結果の確認を中止します。
提供要求状況の確認が表示されます。

③ 表示ボタン

提供要求状況の確認の状況が閲覧可能、閲覧済の場合、行政機関等から提供されたやりとり履歴一覧が表示されます。

状況が閲覧可能、閲覧済以外の場合は、「表示」ボタンは表示されません。

④ 前の画面へボタン

提供要求に関する通知事項の確認を終了し、ひとつ前の画面へ戻ります。



やりとり履歴詳細 つづき

1 …画面項目説明
1 …ボタン説明**9** 事務

あなたの情報がやりとりされた事務名が表示されます。

13 あなたの情報を確認ボタン

やりとりされたあなたの情報の詳細を確認します。確認メッセージが表示されます。

10 事務手続

あなたの情報がやりとりされた事務手続名が表示されます。

14 前の画面へボタン

やりとり履歴詳細の確認を終了し、ひとつ前の画面へ戻ります。

11 やりとりされた情報の名称

あなたの情報がやりとりされた情報の名称が表示されます。やりとりされた情報の名称を選択すると、**特定個人情報等の項目表示**が表示され、やりとりされた情報に含まれるすべての項目を確認できます。

12 法第21条第2項各号の該当

通常は「非該当」と表示されます。マイナンバー法に適合しないため、情報のやりとりが行われなかった場合は、「第1号該当」「第2号該当(提供者)」「第2号該当(照会者)」のいずれかが表示されます。

やりとり履歴を確認する場合

5章 やりとり履歴 02 やりとり履歴を確認するを参照してください。